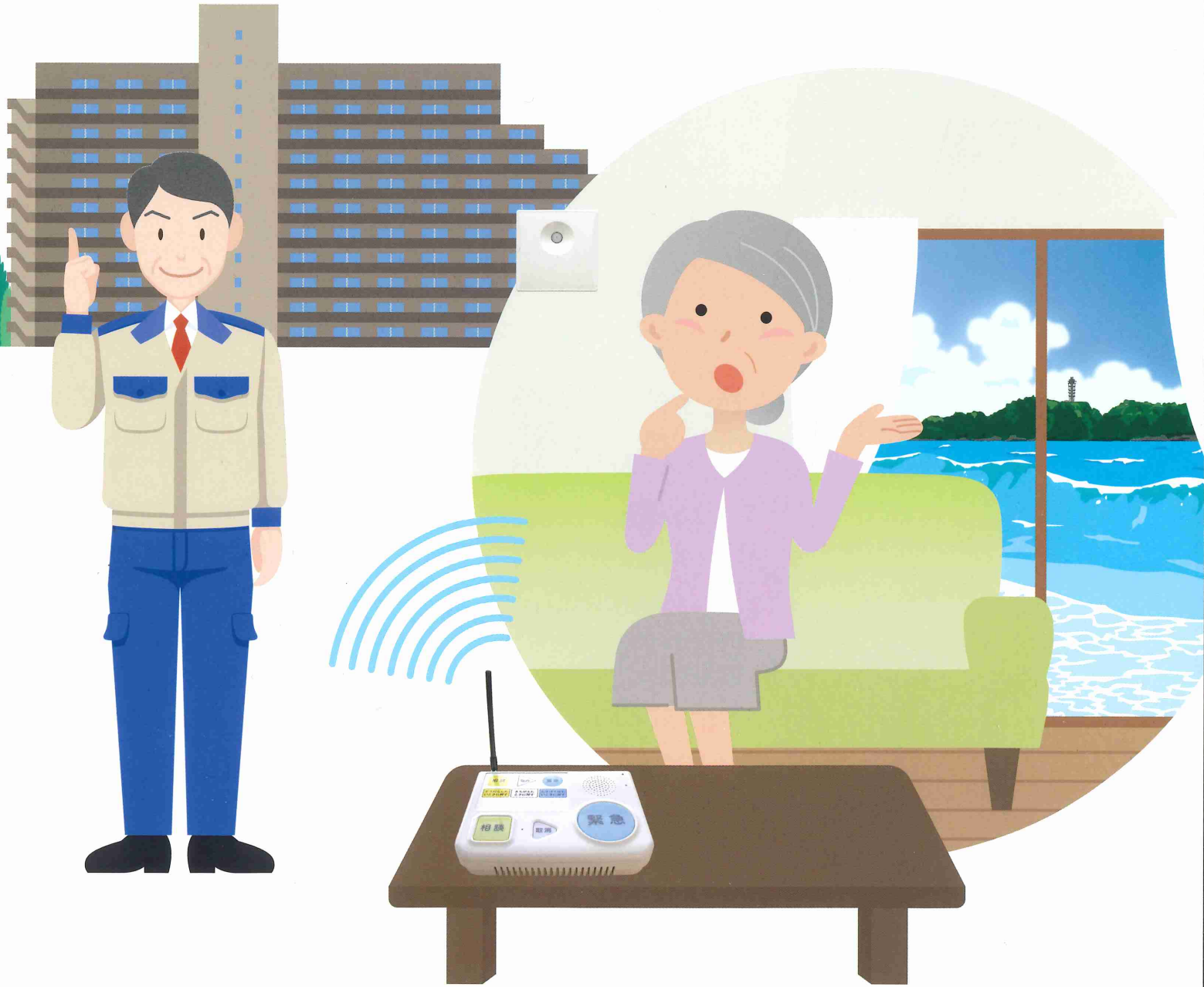


藤 沢 市

# 緊急通報システム



ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方等が  
地域で安心して生活できるように緊急通報装置を貸与し、  
緊急時の対応及び日常生活の不安感の解消を図るものです。





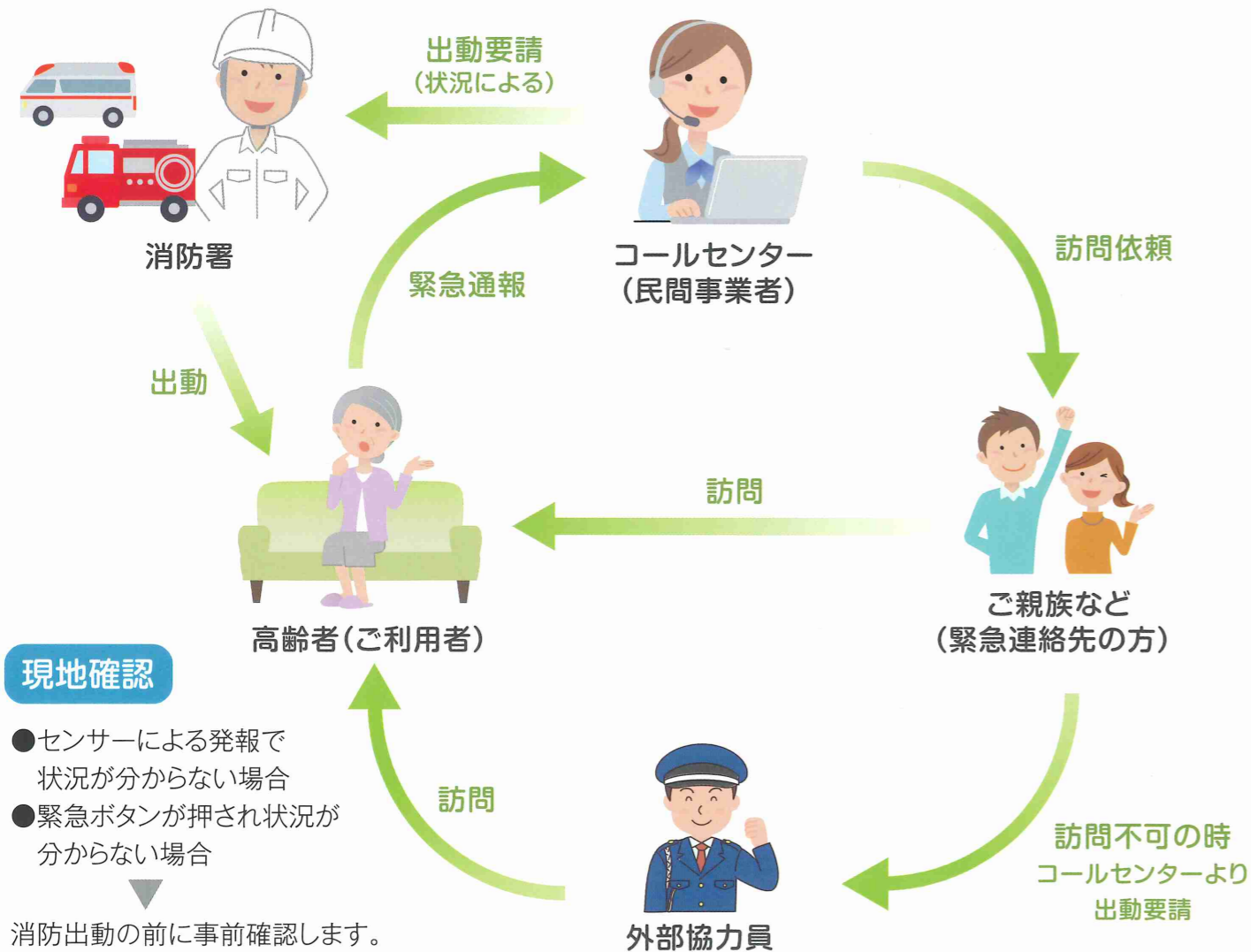
# 緊急通報システムは迅速に救援・救護・ご相談に応じます。

藤沢市では、高齢者の緊急通報システムを、さらに充実させました。



## 対象者

- ①本市において在宅生活をする原則65歳以上の方で慢性疾患等により日常生活上注意を要するひとり暮らしの方。
  - ②本市において在宅生活をする原則65歳以上の方で慢性疾患等により日常生活上注意を要する原則65歳以上の方のみで構成されている世帯に属する方。
  - ③同居者の就労等により1、2に準ずるものと認められる方。
- ※同居又は近隣に居住する親族が緊急時に適切な対応ができる状況にある方は除きます。



## 現地確認

- センサーによる発報で状況が分からない場合
- 緊急ボタンが押され状況が分からない場合

消防出動の前に事前確認します。

緊急ボタンを押した際は、コールセンターが緊急連絡先に登録されている方、または警備会社の協力を得ながら、利用者の安否確認を行い、安全確保のため、迅速かつ適切な対応を図ります。

固定の電話回線を利用した緊急通報装置を貸与し、緊急時や日頃の相談の際に装置のボタンを押すことによって、コールセンターに通報が入るシステムです。また、居間や寝室等の生活動線上に人感センサーを設置し、異常がある際に自動でコールセンターに通報が入るシステムも導入しています。さらに、常時コールセンターが健康面の相談等も承っております。



具合が悪くなった時、突発的な事故等で助けを求めたいときは…

ペンダントまたは緊急ボタンを押してください

ボタンを押します

コールセンターにつながります

「具合が悪い」とお伝えください

救急車などを呼びます

ご親族などに連絡いたします

※緊急性の高い場合はただちに消防署等へ出動を要請します。

生活上の相談をしたいときは

相談ボタンを押してください

専門の相談員がいつでもお受けします。安心して生活できるように、小さな事でもご相談ください。

間違えてボタンを押したときは

取消ボタンを押してください

コールセンターへの通報が取り消しになります。慌てずにボタンを押してください。

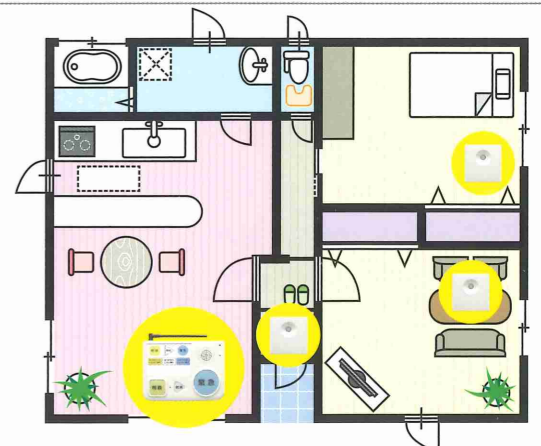
コールセンター

看護師や保健師等の有資格者が常駐するコールセンターは24時間365日対応を行っています。

## 人感センサー

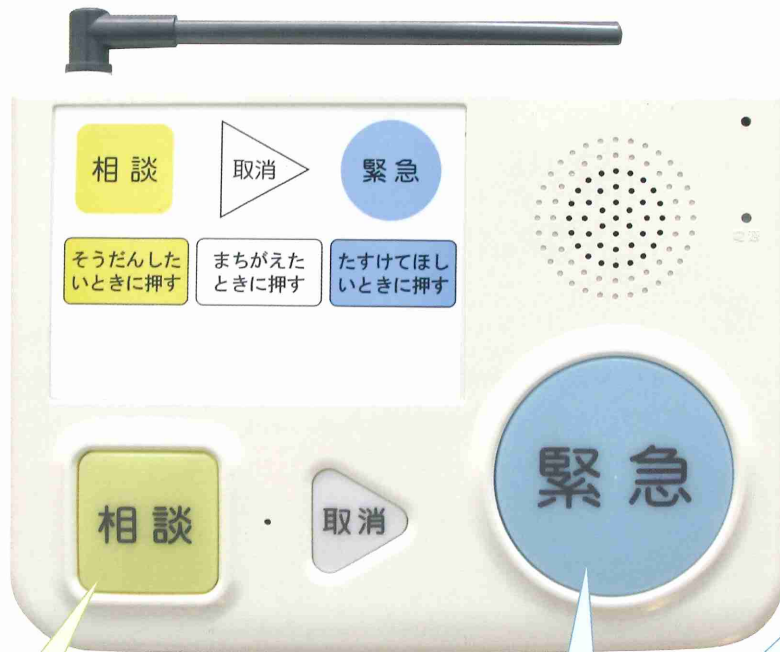


毎日の起床時間、居間にいる時間などを人感センサーが感知して状況を把握します。一定時間動きがない場合に自動的にコールセンターへ通報が行われ、状況を確認いたします。人感センサーにより外出在宅の自動判定ができていますので、ご安心ください。  
※3日以上、家を空ける時は相談ボタンにて、ご連絡ください。





# ご利用になるあなたに (設置機器のご案内)



緊急通報装置本体



ペンダント型  
送信機

## 相談ボタン

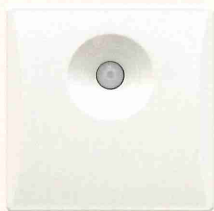
- 困った事がある時
- 聞きたい事がある時
- 外泊・入院される時

黄色のボタンを押してください。コールセンターがご相談をお受けします。

## 緊急ボタン

- 具合が悪くなった時
- 突発的な事故
- 助けが必要な時

本体の青いボタンを押してください。コールセンターがあなたの状態を伺います。頭が痛い、胸が苦しい、慌てずにお話ください。(ペンダントには通話機能はありません)



## 人感センサー 体の熱(赤外)を感知 する人感センサー

### 【設置場所】

ご利用者様の生活状況に合わせて寝室・居間・玄関等に設置します。 ※設置場所については、業者が指定します。

### 【確認方法】

ご利用者様が自ら連絡できない場合でも、ある一定時間、人感センサーの検知がない場合、緊急通報装置本体が自動でコールセンターへ通報します。



## ⚠️ ご注意

**緊急通報用装置の電源コンセントは絶対抜かないでください。**

この緊急通報用装置は、電気ですべての機能を働かせています。電源コンセントを抜くとコールセンターへ通報できなくなります。

# ご自宅で おひとりの時の「もしも」に備える

具合が悪い時、誰かの助けが必要な時、相談がある時、  
高齢者のみなさまの「もしも」に緊急通報システムは対応しています。

## 在宅時のこんな時に



具合が悪くて数日間  
起き上がれない時



身体が痛くて  
動くことができない時



吐き気がある時  
頭が痛い時  
めまいがひどい時



転倒して動くことが  
できない時



相談を  
したい時



## 緊急通報システムが役立ちます



このサービスに関する  
問い合わせ先

高齢者支援課 TEL 0466-50-3571

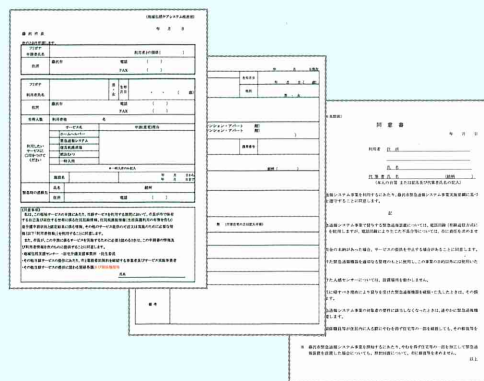
在宅福祉サービスセンター TEL 0466-50-3524



# お申し込み方法

## 申請書の提出

福祉サービス利用申請書等、必要書類を在宅福祉サービスセンターまたは、地区福祉窓口へ提出してください。



## 通知決定

藤沢市から利用の可否を郵便文書にて通知いたします。



## 機器の設置

利用が認められた方には緊急通報用の装置を取り付けます。合わせて緊急通報用の装置の使用説明をいたします。



申し込み問い合わせ先

在宅福祉サービスセンター

TEL 0466-50-3524

### 費用について

1. 緊急通報装置の設置に伴う費用は、原則かかりません。  
(工事の内容によっては自己負担が発生する場合があります。)
2. 月額自己負担250円。その他、通信料、電話基本料、通話料、電気代等の費用は自己負担となります。  
(緊急通報装置の保守等に係わる費用については市が負担します。)
3. 自己の都合により装置を移設する際は、費用が発生することがあります。  
誤作動を防ぐため移設の際は事前に必ずご連絡ください。
4. 自己の都合により機器紛失・損傷した場合は修理費用等が発生します。

**緊急通報システムは、みなさまの救助や救命を約束するものではありません。  
次に記載されている行為等是对応いたしかねます。**

1. 診察、治療など、医療行為。
2. 薬の服用についての指示。
3. 当システムには、看護師として療養上の情報提供や相談に応ずることが含まれますが、次の業務は含まれません。
  - 1) 診察、治療、薬の処方などの医業
  - 2) その他、医師法、医療法、保健師助産師看護師法等関連法規に抵触する業務
4. 盗難等の事故または利用者の身体に対する危害を警戒し防止することを目的とする行為。
5. 警備業法第2条1項1号および同条項第4号に規定される行為。